



新年あけましておめでとうございます

NPO 法人 東三河後見センター役員一同

市民活動委員会活動報告

市民活動委員会委員長 豊田和浩(東三河後見センター監事)

委員会では、新年1月16日(水)に消費被害について学習会をおこないます。

東三河後見センターの市民活動委員会は、後見センター事務局の報告と会員の情報交換や権利擁護、後見制度、消費者被害などの学習会をおこなっています。

毎月第三水曜日午後7時からウイズ豊川の部屋を借りて例会を行っていますので、まだ一度も参加されていない方は是非一度顔を見せに来てください。お待ちしております。

これまでの学習会では、事例による検討や学習をしてきました。先月までは、申立てまでの流れを事例を通して学びました。事例を書籍などで読んでみても、用語の理解や実際の動きなどがイメージできなかつたり、分かり難い部分もあるかと思えます。

市民活動委員会では毎回10名~15名ほどの参加があり、行政書士や社会保険労務士、消費生活アドバイザー、高齢者や障害者の相談、認知症グループホームのスタッフ、ケアマネジャー、障害者の親など色々な顔ぶれがいます。お互い足りない部分を補い合いながら学習会を進めていく事ができるので、とても勉強になります。皆さんもぜひご参加ください。

今後の予定ですが、平成20年1月16日(水)に、当法人の会員でもある消費生活アドバイザーの五十嵐光子さんに消費被害についての勉強会をお願いしました。(チラシを同封いたしました)是非、お出かけください。

2月は20日(水)、3月は19日(水)に定例会を予定しておりますので宜しくお願ひします。.....

3月16日には、法人主催のシンポジウムを開催します

消費者被害と成年後見制度

高齢者や障害者など弱い者が狙われている

・・・「自己決定の尊重」と「保護」の隙間を悪徳業者につけ込まれないようにするには・・・

日時：平成20年3月16日(日) 13:30~15:30

場所：豊川市民プラザ 4階(豊川市諏訪 プリオII 4階)

主催 NPO 法人東三河後見センター

シンポジスト 弁護士

中村 成人氏 (東三河後見センター顧問)

消費生活アドバイザー

三村 裕子氏

司会 長谷川卓也 (東三河後見センター代表理事)

参加費：一般1000円、東三河後見センター会員は無料

*後援については、これから申請します。

*愛知県社会福祉士会東三河支部が、主催団体に加わってくださることを検討中です。

法人後見第一号が認められた !!



代表理事 長谷川卓也

会報第3号でご報告しましたが、当センターが申立てに関わる相談支援をしているケースのうち初めての申立てが9月18日でした。

この方は「保佐」で申立てましたが、その後の鑑定結果により「後見」に変更となり、11月15日に当センターを後見人候補とする後見開始の審判があり、2週間の即時抗告期間を終え12月5日に審判が確定し、12月6日には登記が完了しました。これで法的には、私たちが当法人を立ち上げた目的の一つである法人後見が実現したことになります。

裁判官は、NPO法人東三河後見センターを成年後見人に選任してもよい法人と評価したわけですが、しかし喜んでばかりもいられません。その主な理由は次の2つです。一つは・・・成年後見等の申立てが全国で猛烈に増えている状況の中での受任ということです。

最高裁判所がまとめた「成年後見事件の概況」により新しい後見制度が始まった平成12年度から18年度までの申立件数の推移を見たのが右の表とグラフです。

平成18年度、成年後見等の申立てが爆発的に増える兆しが見え始めたと感じるのは私だけではないでしょう。

こうした状況の中で、受任の受け皿として地域で芽を出した法人を育てるといった思惑が家庭裁判所関係者の中にあっても不思議ではありません。

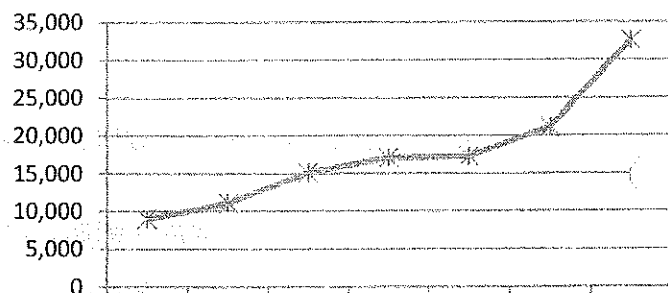
二つめは・・・保険（事故があった場合の損害賠償責任保険）のことです。法人後見第一号は思いのほかスムーズに受任できましたが、その後の申立てについては調査官の「保険」についての調査が繰り返し行われ、これを書いている12月20日現在もこの問題は継続中です。成年後見の業務では、通常の「対人・対物賠償」「個人情報漏えい賠償」等のほか、「経済損害賠償」「受託物賠償」などが必要になります。

小さなNPO法人向けのそれらを網羅した保険商品が無いのです。来年6月までは、日本社会福祉士会会員対象の「ばあとなあ保険」に特例を設けて適用していただきますが、その間に適当な保険を探す必要があります。

成年後見等申立件数の推移平成12年4月1日～平成19年3月31日

年度	後見	保佐	補助	任意後見 監督人	合計
平成12	7,451	884	621	51	9,007
平成13	9,297	1,043	645	103	11,088
平成14	12,746	1,521	737	147	15,151
平成15	14,462	1,627	805	192	17,086
平成16	14,532	1,687	784	243	17,246
平成17	17,910	1,968	945	291	21,114
平成18	29,380	2,030	859	360	32,629

年度ごとの申立件数合計の推移グラフ



平成12 平成13 平成14 平成15 平成16 平成17 平成18

他方、成年後見人等は、多額の現金や有価証券、不動産等の管理を任されるのですから、保険以前に、誰が見てもこれなら安心して任せられるという厳格なルールとチェックシステムを備え、実行することが求められています。

当センターにはまだその様な仕組みがないので、早急に作らなければなりません。当センターが爆発的に増える成年後見等のニーズに応える力量を備え、東三河になくてはならない重要な福祉資源として成長するには、「安心して任せられる」法人づくりは最初の課題であり、最後の目標でもあります。

問題・課題を一つ一つ実務として着実に解決して、多くの人たちの期待に応えたいと思っています。12月20日現在、申立ての相談支援の依頼を9件受けており、うち5件は申立てを終了、1件は審判が確定、成年後見人を1件受任しました。このほか成年後見人の変更にあたり、当センターが候補者として申立てが行われているものが1件あります。また、すでに口頭で依頼を受け、間もなく正式な依頼を受けることが予想されるケースが3件あります。

申立てが円滑に進むケースはほとんどありません。困っているケースほど申立てまでに時間がかかります。成年後見制度や当センターの話をして、まず一歩を踏み出すよう励ましましょう。

調査官の面接を経験して.....

.....名古屋家庭裁判所岡崎支部にて

副代表理事 佐藤美子

11月、1人の女性の成年後見制度の申立て支援を行い、岡崎支部にて2回の審問を受けました。その面接では、このケースは補助類型で申立てをし、「相続関係の承認・放棄」を代理権の内容として選び、「相続若しくは放棄、又は、遺産分割」を同意権の内容として選んだため、どちらを優先するのかとの問い合わせがあり、優先する一方を選び申請すればいいことを学びました。

第1回目の審問は、申立人（母親）、補助人候補者（東三河後見センターから福住幸子）、申立人補助として豊川市障害者地域生活推進センタースタッフの私の3人が調査官の審問を受けました。審問では、緊張する母親に対してとても丁寧に優しい口調で対応してくださる調査官がとても有難かったです。

ゆっくり申立書を確認していただき、第2回目の審問までに補助人候補者である当法人の保険加入の状況、補助で申立てした本人が療育手帳B判定であるため保佐になる可能性があるとのことで、IQの数字が入った判定書と主治医の鑑定料について調べ、提出するようと言われました。

第2回目は、本人を交え4人で調査官の面接を受けました。本人は調査官の面接に対して一生懸命理解しようとする姿勢がみられ、本人なりに納得して書類にサインしました。その後、調査官から裁判官と協議をして結果を出してくれるということで、2回の審問を終了しました。この申立て支援を行う中で、本人の思いの再確認だけではなく、当法人の成果と課題を確認することができました。

会員さん紹介

「親なき後のこと」と家族会・・・高柳進一

豊川・宝飯精神障害者家族会むつみ会会長

今年度の初め家族会の会員にアンケートで「今一番困っていることは何ですか」という質問をしたところ、回答者の9割以上が「親なき後のこと」と答えました。

精神の病気の発症は青年期が多いので、家族会の親の年齢はかなり高くなっています。

親は子育てのような状態が終わらないまま、自分の死を迎えることになるでしょう。

その後、わが子はどうなるのだろうか、起きている時も寝ている時も心配しながら過ごしている姿が浮かび上がってきます。

私ども家族会は、役員会を中心にこの問題をしっかり検討し、できることを少しでも前に進めようと「親なき後」研究会を立ち上げましたが、議論はなかなか進展しません。

親なき後の問題は具体的には、「障害者本人がどのように生きていくことができるか？」というのですが、衣食住、入院・通院・服薬、社会資源の利用、就労、人間関係、経済的問題、預金・財産管理などなど・・・ひとり一人異なる事情があるでしょうが、病気と障害を持つ者が地域社会で生きていくことは、大変な多くの問題を持っているのだということを、行政にも一般市民の方にも理解していただかなくてはいけないと思っています。

住の問題一つとっても、今親と共に住んでいる住居の維持管理は出来るか、グループホームはあるか、アパートの場合保証人は？等。私ども家族会は、このために継続的に活動して行く必要があると考えています。

このような意味で、社協の地域福祉権利擁護事業と、本年成立した NPO 法人「東三河後見センター」とを、社会資源として活用することは、親なき後の問題の前進につながると思ひ、期待しているところです。

親や兄弟の援助がある間に・・・社会福祉士 坂柳ゆかり

みかわ市民生協・ケアコープ豊橋 生活相談員

成年後見制度というものを知ったのは、前職の介護支援専門員の頃です。何らかの福祉サービスを利用している高齢者はだいたい配偶者・子というキーパーソンがおり、独居でも若い親族が遠くでもおられました。しかし、親族のいない独居高齢者を担当した時、成年後見制度の必要性を感じながらも、私自身知識がなく、その人が成年後見を含め、納得する人生を送る支援ができなかったという悔いの残る経験をしました。

そんな思いを何年も胸に抱いている時に、声をかけていただきメンバーに加えてもらいました。月1回の集まりでいろいろな話を伺っていると、親や兄弟の援助のある間にその後の援助先、その人の将来を託せる人、制度の必要性を強く感じます。

まだ勉強を始めたばかりでわからないことだらけですが、すでに支援活動をしている長谷川さんや福住さんは、10歳以上も年上でもパワフルで頼もしい!! 私負けています。

新会員さん紹介

正会員 神谷典江さん

NPO法人 東三河後見センター
～市民活動委員会からのお知らせ～

消費生活問題講座を開催します！

高齢者や障害者の方々が悪徳な訪問販売や、振り込め詐欺などの被害にあうといったニュースが新聞やテレビを賑わせ続けています。

被害者の中には成年後見制度が必要ではないか？感じる方もたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか？

私たち支援者の側でどのように支援したら良いのか、また私たちの住むこの東三河地域でどのような被害が実際起きているのか、事例を伺いながら、みなさんと一緒に学び考えてみませんか？

会員のみなさまをはじめご家族・友人の方もお誘いの上ぜひご参加ください。
(参加無料)

日時 平成20年1月16日(水) 午後7時～9時

場所 豊川市社会福祉会館ウィズ豊川(豊川市諏訪3-242)

講師 消費生活専門相談員

五十嵐光子さん(東三河後見センター会員)



(連絡先) NPO法人 東三河後見センター
豊川市豊川町辺通4-4 豊川商工会議所3階
TEL 0533-80-2707